

[印 章 省 略]

平成 29・09・28 評基認 004 号

平成 29 年 11 月 30 日

ISO/IEC 17025:2017 の発行に伴う工業標準化法試験事業者登録制度 [JNLA
及び国際 MRA 対応 JNLA] の認定センター (IAJapan) の移行方針について

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 山崎 京子

日頃より弊センター業務への御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊センターにおきましては、「ISO/IEC 17025:2017 (General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」の発行に伴い、標題の工業標準化法試験事業者登録制度 (以下「JNLA」という。) における登録基準及び認定基準を、これまでの ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 に移行することについて、「移行方針」を定めましたので、公表いたします。

弊センターにて ISO/IEC 17025 を登録基準又は認定基準として、JNLA 登録又は JNLA 認定を取得した試験事業者 (以下「既試験事業者」という。) におかれましては、登録又は認定を継続して希望される場合、移行期限までの対応をお願いいたします。

また、新たに申請を予定される試験事業者におかれましては、以下の方針に従った申請をお願いいたします。

1. 経緯

試験事業者の登録基準及び認定基準である ISO/IEC 17025:2005 の発行から約 12 年経過し、改正版である ISO/IEC 17025:2017 が発行されました。

また、APLAC (アジア太平洋試験所認定協力機構) の MRA (国際相互承認) 評議会において、ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行期間は 3 年間とすることが妥当であることが合意され、ILAC (国際試験所認定協力機構) において、試験事業者の認定は、移行期間を 3 年とすることが決議されております。

この決定を受けまして、弊センターとしての移行方針を以下のとおりとします。

2. 認定センター (IAJapan) 移行方針

(1) 移行期限

移行期限は、ILAC/APLAC の決議などに基づき、平成 29 年 (2017 年) 11 月 30 日から 3 年後の平成 32 (2020) 年 11 月 30 日までとします。平成 32 年 (2020 年) 12 月 1

日より ISO/IEC 17025 の登録及び／又は認定の継続を希望される既試験事業者におかれましては、移行期限までに、ISO/IEC 17025:2017 の要求事項に適合していることが求められます。

(2) 新規申請について

ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とした試験事業者に関する新規申請は、平成 29 年（2017 年）11 月 30 日の申請より適用します。

ISO/IEC 17025:2005 を登録基準及び／又は認定基準とした試験事業者に関する申請は、平成 30 年（2018 年）5 月 31 日まで受け付けます。

(3) 既試験事業者に係る移行について

ISO/IEC 17025 の登録及び／又は認定の継続を希望される既試験事業者におかれましては、ISO/IEC 17025:2017 を登録基準又は認定基準とした、同規格のすべての要求事項への適合状況を、登録（更新）審査、定期検査（全項目検査）又は工業標準化法に基づく立入検査によって移行期限までに確認させていただきます。

なお、ISO/IEC 17025:2005 を登録基準又は認定基準とした登録（更新）審査又は定期検査（全項目検査）の申請又は申し込みは、その後の登録（更新）審査又は定期検査（全項目検査）の間隔を考慮し、平成 30 年（2018 年）8 月 31 日までの現地審査（検査）終了が可能な案件に限ります。

3. 移行スケジュール

平成 29 年（2017 年）11 月 30 日

ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とした弊センターの「JNLA 登録の一般要求事項（JNRP21）」及び「JNLA 認定の一般要求事項（JNRP23）」を施行（予定）。

※ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とする新規申請並びに ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行の定期検査申込書の受付開始。

平成 30 年（2018 年）5 月 31 日

ISO/IEC 17025:2005 を登録基準及び／又は認定基準とした申請期限。

平成 30 年（2018 年）8 月 31 日

ISO/IEC 17025:2005 を登録基準及び／又は認定基準とした現地審査（検査）又は立入検査期限。

平成 32 年（2020 年）11 月 30 日

既試験事業者の ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とした登録及び／又は認定への移行完了。

4. 移行についての留意点

(1) 既試験事業者（JNLA 登録）に対しましては、平成 30 年(2018 年)9 月 1 日以降、移行期限までの適切な時期(平成 32 年(2020 年)8 月 31 日迄とする)の登録(更新)審査又は立入検査により、ISO/IEC 17025:2017 への適合状況を確認します。

既試験事業者（JNLA 認定）に対しましては、平成 30 年(2018 年)9 月 1 日以降、移行期限までに実施する登録（更新）審査又は臨時検査（全項目検査）で ISO/IEC 17025:2017 への適合状況を確認します。

既試験事業者におかれましては、現地審査（検査）又は立入検査までに ISO/IEC17025:2017 を基準としたマネジメントシステムを再構築してください。

(2) ISO/IEC 17025:2017 への適合を確認した後、立入検査結果通知書又は ISO/IEC 17025:2017 に適合している旨を記載した新たな認定証を発行いたします。なお、移行期限までに ISO/IEC 17025:2017 への適合が確認できない場合は、登録又は認定を継続できませんのでご了承ください。

(3) ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行に伴う変更点につきましては、今後、弊センターより公表される「JNLA 登録の一般要求事項（JNRP21）」、「JNLA 認定の一般要求事項（JNRP23）」等をご確認ください。なお、登録内容等変更届（以下「変更届」という。）の対象である書類の変更を行った場合は、変更届によるご提出をお願いいたします。

以上

<参考>移行スケジュール表

登録 (認定) 基準	H29. 11. 30 (2017)	H30. 5. 31 (2018)	H30. 8. 31 (2018)	H32. 11. 30 (2020)
	▼	▼	▼	▼
ISO/IEC 17025:2017	←新規申請、移行審査（又は検査）申請又は申込受付開始			移行完了
			移行審査（又は検査）に係る 適合確認（継続の決定）はこ こまでに→	
ISO/IEC 17025:2005	新規申請はここまで→		現地検査はここまで→	

新規申請には、区分・種類の追加等の申請を含みます。